

基本理念

「夢を語り夢をかなえる」

基本方針

1 人権の尊重

障害のある方の意思や人格を尊重し、その立場に立って考えます。支援にあたって一人ひとりの思いに寄り添い、真摯に取り組みます。

2 サービスの質の確保

利用者の立場に立った、安心で、良質なサービスを提供します。また、常にその向上に努めます。

3 地域福祉の推進

社会福祉事業に対する理解と信頼を得られるよう、地域との交流を図り、地域の多様なニーズに対応すべく地域福祉の拠点を目指します。

4 人材育成

法人のめざす事業経営を実現するため、職員の成長を促す人材育成、職員個々の能力を発揮できる職場づくりに取り組みます。

5 安定した経営基盤の確保

社会福祉事業を着実に実施するため、法人の事業運営を効率的、計画的に行い、適正な収益を確保し、経営基盤の安定を図ります。

I. 平成28年度基本方針

この数年の間に、わが国では障害者権利条約の批准に向けた、様々な法整備が行われている。平成23年8月に障害者基本法の改正が行われ、続いて平成24年10月には障害者虐待防止法のほか関係法が、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行された。平成26年1月に障害者権利条約の批准書を国連に寄託し締結国となり、同法は平成26年2月より効力が発生している。平成28年4月1日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行される。障害者差別解消法では、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。福祉を実践する私たちにおいては、既に日常的に取り組んでいることでもあるが、あらためて障害のある方ひとりひとりの人権を尊重すること、その障害の特性や状況に応じて必要な支援を適切に行うことを強く意識したい。また、社会に対しては、障害に関する知識や理解を促し、差別の解消に向けて取り組んでまいりたい。

一方で、社会福祉法人に対しては、平成23年度以降、いわゆる内部留保の問題や地域貢献への取り組み不足、他の経営主体との公平性などの課題が厳しく指摘されており、社会福祉法人のあり方が

検討されている。平成27年度の通常国会において、社会福祉法人制度の見直しを行うなどの「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が提出されたところである。この改正法案では、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉施設職員等退職手当共済の退職手当金の額の算定方法の変更などと併せて、社会福祉法人に評議員会の設置を義務付ける等社会福祉法人の管理に関する規定を整備し、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行う場合の責務について定められている。現時点で、審議中に国会が閉会となりいまだ成案していないが、可決後には法人としての対応が求められることになる。

以上をふまえ、本年度の事業方針を以下のとおりとする。

1 法人の組織体制及び本部機能の強化

社会福祉法人制度の見直しにより、理事会や評議員会の役割や機能が定められ、役員及び評議員の選任や報酬基準などについて規定の整備が求められる。また、法人事業所の組織体制の見直し、効率的な事業の運営管理や人事・労務管理等の推進、積極的な情報発信、情報公開も考えられる。そのため、本部事務局を設置し対応することが必要である。

2 社会福祉事業の効果的な運営

実施している社会福祉事業において、サービスの質の向上とともに、利用者のニーズに対応したサービスの拡大を図る。

3 地域の福祉ニーズに対応した事業の展開

地域のニーズを感知すること、そのニーズを反映したサービスを実施する。地域を支援しながら、地域を巻き込んだ事業の展開に取り組む。実践の活動を通して、福祉や障害の理解を広める。

4 質の高い専門的なサービスの提供

利用者の意識の変化や障害の重度化、複合化により、求められる支援も複雑になり、質の高いサービスが強く求められている。サービスの担い手である職員を確保すると同時に、効果的な研修の実施、適正な人事配置や評価を行い、職員の育成を推進する。